

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 23 年 10 月 7 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 3 時 59 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、秋元・成田（祐）・小貫・鈴木・上野・林下・北野各委員		
説明員	市長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・病院局経営管理・教育各部長、総務部・産業港湾部・福祉部・保健所・建設部・水道局・教育部各参事、生活環境部両参事、保健所長、会計管理者、消防長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、10月1日付けで貞村副市長が就任されております。当委員会には初めての御出席となりますことから、この際、ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○副市長

10月1日付けで副市長に就任いたしました貞村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、鈴木委員を御指名いたします。

それでは、市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査報告について」

○(総務)総務課長

「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査報告」について報告させていただきます。

9月12日に、小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会から、市長に対し、その調査報告書が提出されました。配付させていただいている調査報告書の目次に沿って、その概要を説明させていただきます。

第1、「はじめに」では、委員会の設置目的や構成、開催状況など、調査委員会の概要が記載されております。第2、「事件の概要等」では、関係者からのヒアリングなど、調査により判明した事項、事件に対する市及び市議会の対応などが取りまとめて記載されてございます。第3、「なぜ本件が発生したか」は、原因調査に関する部分でございますが、ここではまず当事者の認識について整理が行われ、その中で政治資金規正法違反の認識がなかったことと、公務員としての中立的、政治的中立に反する認識が持てなかったことが、いかなる状況から生じたものか議論が行われ、その素地として考えられる五者共闘体制問題、パーティー券購入と議員活動、パーティー券以外の券の購入、労働組合の役割などについて、外部調査委員会としての意見がまとめられております。第4、「再発防止策についての提言」は、これらの事件の把握、原因についての調査を加えまして、市及び市議会に対する再発防止策についての提言がまとめられてございます。

その提言内容につきましては、報告書の30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。小樽市に対しましては、(1)にございますように、市長は第三者からなるコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を公益通報制度などの窓口にするとともに、法令遵守体制の確保を図り、公正な職務の遂行を確保することなど記載の8項目の提言がなされてございます。また、議会にかかわっての提言として、市長は議会に対し、議会みずからそこに記載がございましたような行為規範を策定して、関係者に周知するよう申し入れするよう提言がなされております。このことにつきましては、9月29日に市長から議長に対して申し入れをさせていただいているところでございます。

なお、この市長への調査報告書の提出とは別に、調査委員会は職員労働組合に対して、事件発生の原因及び再発防止策について検討するよう提言書を提出してございます。

○委員長

「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策について」

○総務部副参事

このたび、政治資金規正法違反事件に係る再発防止策となります「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」の素案を作成いたしましたので、その概要について説明いたします。

本素案は、外部調査委員会の報告書、以下「調査報告書」と申し上げますが、これに関するものや議会でのこれ

までの審議内容などを参考に作成したのですが、この事件の発生原因について、調査報告書の中ではパーティー券の売買に関係した職員の認識として、政治資金規正法などに対する遵法意識の欠如、希薄さのほか、公務員の政治的中立性についての思考が停止していたことや、いわゆる五者共闘体制によって、関係者の一部には本来あるべき緊張感や法令遵守に対する感覚が鈍磨している可能性があったこと、さらには議員の職員に対する働きかけなどについても、その素地にあったのではないかと指摘されております。

この調査報告書の指摘については、市としても原因として受け止めなければならない点が多々ありますので、それらを踏まえ、今後二度とこのような事件を発生させないよう、職員の遵法意識を高め、市民の皆さんに信頼される市役所を目指してまいりたいというふうに考えております。

その旨をサブタイトルに掲げてございます。

目次の次に、「はじめに」ということで、市長からのコメントが載っております。ここでは本素案を策定した経過や理由について述べるとともに、本素案に基づく取組を着実に進め、市民の皆さんに信頼される市役所を職員とともに目指していきたいとの市長から職員へのメッセージが発信されております。

続いて、1ページでは、再発防止のための推進方策として、合計10項目を掲げておりますが、それらを大きく二つに分けて、一つ目にはこれまでの制度などを見直すものとして5項目を、また2ページの中段となりますけれども、二つ目には新たに取り組むものとして5項目を掲載しております。

これらの項目は、厳密に二つのどちらかに分けられるというものばかりではなく、両者にまたがるものもありますけれども、主な内容が属するほうへ分類しております。

なお、本素案の随所に四角囲みの記載がありますが、これは調査報告書における市への提言を踏まえた防止策であることを示したものであります。

まず、1ページの(1)これまでの制度などを見直すものとしては、公益通報制度の見直し、職員研修の充実、職員の意識改革、庁達の周知方法等の見直し、政治的中立性の確保の5項目を掲げました。また、2ページの中ほどになりますが、(2)新たにに取り組むものとしては、(仮称)小樽市職員倫理条例の制定、コンプライアンス委員会の設置、法令遵守担当部署の新設、イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定、コンプライアンスハンドブックの作成の5項目を掲げております。

市が取り組んだ内容については、市民の皆さんに公表したいというふうに考えておりますが、これは調査報告書の提言(5)を踏まえたものであります。

続いて、3ページ、2、推進方策の背景、方針、実施内容では、さきに述べた10項目について、それぞれその背景とそれに対する方針、実施内容に分けて記載しております。

まず、(1)これまでの制度などを見直すものうちの①公益通報制度の見直しについてですが、公益通報制度は非違行為などがあったときに職員が内部で通報する制度ですが、制度の存在がわかりにくいということがありますので、この8月に制度を職員の目に触れやすくするために、職員が閲覧できるイントラネット上のトップページに掲載するよう改めております。また、これまで通報の窓口が内部の職員であったことから、通報に対する抵抗感もあったものと思われ、その改善策として新設予定の第三者からなるコンプライアンス委員会を通報窓口として活用したいと考えております。この項目については、調査報告書の提言(1)を踏まえたものであります。

次に、4ページの②職員研修の充実についてですが、これまで新規採用職員研修を除き公務員倫理やコンプライアンスについての研修がありませんでしたので、一定の期間ごとに遵法意識の向上を図る研修を実施するとともに、コンプライアンスや危機管理などについての内部講師の養成をしてまいります。

なお、法令遵守をテーマとした単独研修の実施や自主的な学習を強化するため、職場研修に法令遵守をテーマとした研修を取り入れるよう、働きかけてまいります。

この項目については、調査報告書の提言、(3)及び(8)を踏まえたものでございます。

次に、③職員の意識改革についてですが、風通しのよい職場づくりのため、職場ミーティングの実施率向上を図ることや、その内容の充実に取り組んでまいります。また、コスト意識や顧客、市民満足度につながるものの考え方を養うために、民間での短期研修を行います。

次に、5 ページの④庁達の周知方法等の見直しについてですが、職員に庁達内容がしっかりと伝わるよう、庁達の配付をこれまでのメールから紙媒体に変更し、職場内での回覧や職場ミーティングでの周知や確認が可能となるよう改めます。また、庁達内容についても、公務員としての禁止行為の具体例を示すことや政治資金規正法などについても触れるよう見直します。

次に、6 ページの⑤政治的中立性の確保についてですが、勤務時間中に政党機関誌などの購読以来や販売依頼、政治集会への参加依頼などあった場合は、政治的中立性の確保のため、これに応じないよう指導し、徹底してまいります。

続いて、6 ページ中ほどから記載されております（2）新たに取り組むものについて説明いたします。

まず、①（仮称）小樽市職員倫理条例の制定についてですが、これまで利害関係者との間の禁止行為などを主な内容とする小樽市職員倫理規程はありましたが、公益通報制度や不当要求行為等については別途要綱として定められておりました。法令遵守を徹底する観点から、これまでの倫理規程の内容に加え、これまでの要綱の内容やコンプライアンス委員会の設置、さらには市の取組を議会に報告すること、こういったことを規定しました（仮称）小樽市職員倫理条例を制定いたします。

次に、7 ページの②コンプライアンス委員会の設置についてですが、条例に基づきコンプライアンス委員会を設置し、公益通報制度や不当要求行為等の窓口としても活用します。この項目については、調査報告書の提言（1）及び（2）を踏まえたものであります。

次に、③法令遵守担当部署の新設についてですが、これまで法令遵守を専門に担当する部署がなかったため、総務部に法令遵守担当の副参事を新設し、職員のコンプライアンス、人材育成及び意識改革等に取り組めます。また、必要に応じて組織の拡充を図ってまいります。

次に、8 ページの④イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定についてですが、これまで実態として勤務時間中にさまざまなチケットが取り扱われておりましたので、取扱要領を新たに策定し、その取扱いについての仕組みづくりを進めてまいります。

最後に、⑤コンプライアンスハンドブックの作成についてですが、新たにコンプライアンスハンドブックを作成し、職員に配付するとともに、市民との共通認識を持つため、ホームページ等に掲載し、非違行為の発生を未然に防止したいと考えております。

○委員長

「政治資金規正法違反事件に係る職員の措置について」

○（総務）職員課長

政治資金規正法違反事件に係る職員の措置について報告いたします。

職員の懲戒処分等につきましては、今回の事件に関係した職員のうち、既に略式命令を受けた 8 人の部長を減給処分としたところではありますが、残る 108 人の管理職等について 10 月 5 日に措置の通知を行ったものであります。

その内容ですが、まず、パーティー券を購入した管理職等 100 人につきましては、文書厳重注意としたものであり、職位別の内訳は部長職 3 人、次長職 15 人、課長職 81 人、その他 1 人となっております。また、残る管理職 8 人につきましては、券の購入に加え、券の代金の受渡しを行ったことから訓告としたものであり、職位別の内訳は部長職 1 人、次長職 3 人、課長職 4 人となっております。

○委員長

それでは、これより質問に入ります。

なお、順序は、共産党、一新小樽、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

○小貫委員

◎市職員への措置の判断基準について

最初に、5日に市長が行った市職員108名への措置について質問をします。

前回のこの委員会で、北野委員から処分と措置の違いについて質問がありました。7月27日の市長会見では、事件の全容が明らかになった時点で、今後、慎重に判断していきたいということでした。そして、今回、措置という判断を下したと思います。市民の中には訓告では軽すぎるという意見がありますけれども、減給などの懲戒処分を下すことができなかつたのか、説明をお願いいたします。

○(総務)職員課長

今回の措置の判断基準についての御質問というふうに解釈して、そういう観点で答弁したいと思います。

今回の措置の判断基準につきましては、基本的に今までも申し上げており、職員分限懲戒審査委員会の答申を受けて、市長が今回の審議内容、審議経過が妥当であると判断して決定をしたと、そういう流れになっております。

その審議における内容でございますけれども、まずは今回の対象者の行為に違法性があつたかどうか、そういった部分が一番大きな判断基準になったということです。

それで、行為別に言うと、大きく二つぐらいのグループに分けられるということで、審査の中ではいわゆる買っただけのグループが一つ、それと使用者として券の受渡しを行ったグループ、そういう形でまず二つのグループに分けて判断したということでございます。

それで、券を買っただけのグループにつきましては、買うこと自体に制限はないわけですから、また受け身の立場でもあるわけですから、違法性はないということは明らかではないかという判断がされております。それともう一つは使用者として券と代金の受渡しをしたグループにつきましては、これまで捜査当局なり司法が、その詳細な捜査なりによって出した、最終的には違法性がなかつたという結論があるわけですから、私どもとしましては、この判断を尊重して、違法性はなかつたという見方で判断しているということが一つでございます。

このことから、まずはどちらのグループについても懲戒処分に至るかどうかという判断をしたわけですが、委員会としては、懲戒処分には至らないだろうとした中で、あとはその措置の重さの問題となり、前回の懲戒処分を参考にした他都市の事例なども参考にしながら、プラス要素、マイナス要素を加味して、最終的には社会的影響の大きさ、今回の事件の大きさ、そういったものも勘案して、訓告、嚴重注意、そういった結論が出されたということでございます。

ただ、このランクで言いますと措置には、訓告、嚴重注意の下に注意、口答注意という四つの種類がございますので、判断としてはその上二つのうちどちらかということでございます。

○小貫委員

そういうことになりますと、結局、法律違反にはなっていないから、懲戒処分をすることはできなかったということでもよろしいのでしょうか。

○(総務)職員課長

法律違反かどうかということで懲戒処分ができるかどうかという決めというのは、法的にもないわけです。ただ、今回は、違法行為があつたかどうかというのが、大きな判断基準であつたということでございます。ですから、できなかったということではないのですが、最終的には懲戒処分には至らないだろうという判断をしたということでございます。

○小貫委員

公務員の場合、やはり民間と違っていろいろと処分に当たっての制限が今のところあるのですが、処分する場合、公務員と民間労働者に基準の違いがあることについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

民間と公務員の大きな違いというのは、単純に言うと根本的に法的な扱いが違うということかなというふうには考えております。というのは、民間はいわゆる雇用主との私法上の契約関係があるため、要は処分に対して、雇用主の裁量権の幅が広いという部分かと思えます。ただ、公務員の場合は、御存じのとおり、地方公務員法なり条例に基づかない処分というのは、たとえ市長であっても恣意的にできるものではないというふうに私どもは思っておりますので、その点が大きな違いかなというふうに思います。

○小貫委員

外部委員会からの報告書の23ページにある、「なぜ当事者の『認識』は生じたのか」というところで、「何よりも本罪は市民の為に奉仕すべき公務員としてその違反が公務員の政治的中立性に対する市民の信頼を根底から揺るがす犯罪であって罪質の上でも重要である」とあります。これが今回の再発防止策の素案にどう生かされているのかという視点なのですが、素案では風通しのいい職場と、そのように書いてあるのですが、具体的にもう少し詳しくお示しください。

○総務部副参事

素案で言いますと、4ページの下から5ページにかけて職員の意識改革ということで書いてございますが、ここに職場でのコミュニケーションを活発にするためということで、職場ミーティングの実施率向上に努めて風通しのいい職場づくりを進めますということが書かれてございます。今、委員が御質問の風通しのいい職場づくりというのが、具体的にどういうことかということについて申し上げますと、その一方策として、職場での職場ミーティング、これは平成12年ごろから行っておりますけれども、なかなか100パーセントになっていない状況にありますので、この実施率を向上させていきたいと考えております。また、さらにその内容についても、単なる連絡事項の伝達だけではなく、意見交換ですとか、いろいろ実のあるものにしていきたいというようなことで考えております。

○小貫委員

素案にはさらに、市民サービス向上のため、職員には民間の感覚が求められていますとあります。この表現もとてもあいまいですが、民間の感覚とは一体どんな感覚なのかということがちょっと疑問なのですが、どういったことを考えて、この素案に載せたのか、御説明をお願いいたします。

○総務部副参事

また、同じく素案の5ページ上段のところを書いてございますけれども、今回、民間での短期研修なども考えてございまして、これはコスト意識ですとか、あるいは顧客満足度、市民の満足度、こういったものを民間に出ている、そういったものに触れてもらいたいというふうに思っております。どうしても我々は市役所の中だけで生活しておりますので、やはりこういった機会をとらえて、外に出て、民間の職場で接客態度を学んでくるとか、そういったことは重要だと思っておりますので、そういった民間の意識に触れてもらいたいということでございます。

○小貫委員

私が、外部委員会の調査報告書を読んだときに、この民間という言葉が報告書のどこに出てきたのかと思って見てもみたら、27ページの民間の団体が主催する行事の券と29ページの市民から民間企業では解雇相当であると、この2か所しかなく、民間の感覚という言葉がなかったわけなのです。

私が言いたいのは、結局、風通しのいい職場にしても、民間の感覚というところにしても、やはりこの事件の大本にある公務員としての自覚、そして責任感を持つことということが重要な点だと思うのですが、このことがちょっと素案には薄いかなと、思っているわけです。

先ほど職員課長も言いましたように、公務員というのは、結局、市長であってもむやみやたらに首にすることはできない。それはなぜかという、やはり市民のために働く訳ですから、市民のために何かやろうと思って、上司に批判された。それで首になるのかと、そういうわけではないのです。あくまでも市役所の職員の皆さんは、市民のために働くという責任を持っているわけです。多くの方々がやはり市民のために役立ちたい、そういう思いでこの市役所に入ってきたと思います。自治体関係のアンケートをとりましても、必ず7割から8割の新入職員がこのように言っているというアンケートを私どこかで見たことがあります。ですから、法令遵守と言いますが、公務員だからなぜ法令遵守が必要なのかと、ここが根本的に素案から抜けていると私は思うのです。公務員は全体の奉仕であって、一部の奉仕者ではない、そういう憲法第15条の規定に照らし、そもそも公務員とは役割は何か、こういうことを徹底していくことが必要ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○総務部副参事

委員のおっしゃることはもっともだと思いますけれども、この素案の中で言いますと、6ページになりますが、新たに取るものという中に、(仮称)小樽市職員倫理条例の制定ということがうたわれております。ここで職員の倫理といいますか、公務員としての基本的姿勢、こういったものを条例の中でうたうことを考えております。ですから、今抜けているという御指摘でしたが、今この中では直接見えておりませんが、実はこの条例を制定する中で、そういった根本基準については触れていく予定になってございます。ですから、素案に入っていないということではなく、この条例の中に入っているということで御理解いただければと思います。

○小貫委員

◎倫理規程を条例にすることについて

それでは、その倫理規程を条例にすることについて質問をいたします。

私も前回の委員会で旭川市の例を出し、条例を制定してはどうかと、そういうことを質問した身として条例の制定には賛成の立場です。この訓令である小樽市職員倫理規程から条例にすることでどのように変わるのか、この違いを御説明願います。

○総務部副参事

まず、これまでの職員倫理規程では、どちらかといいますと、利害関係者との間の禁止行為ですとか、事前にそういった関係者と何かつき合いがあるときには届出をすとか、そういったことが中心になっておりました。今回、この条例をつくるに当たり、内容的にはそういったことに加え、公益通報制度や不当要求行為等、あるいはコンプライアンス委員会の設置、さらには議会への報告とか、そういった内容をいろいろ盛り込もうと考えてございます。さらに、訓令、規程と、条例との違いということでございますが、それにつきましては、訓令、規程につきましては、内部でできるわけですが、条例につきましては、御存じのとおり、議会の審議を経ての条例ということでございますので、そういった意味では透明性も高まるというふうに考えてございます。

○小貫委員

条例にすることとは、要はその実行に対して、議会も一定の責任を持たなければいけないという関係が出てくるということで、よろしいのでしょうか。

○総務部副参事

責任を持っていただくという言い方が適切かどうかちょっと分かりませんが、我々が考えておりますのは、やはりここにコンプライアンス委員会というのが出ておりますけれども、外部からの目、それから議会からの目としてのチェックというようことで、我々も当然しっかりしなければいけませんけれども、やはり内部だけではなく、外からの目というのも大事だと思っております。そういった意味ではこれまでもいろいろチェックをいただいておりますが、改めてよろしくお願ひしたいという意味で書いてございます。

○小貫委員

◎懲戒処分の上限引上げについて

前回の委員会で、懲戒の手続及び効果に関する条例、この第 3 条にある懲戒処分の上限の引上げについて質問をしました。今度の再発防止策に当たって、やはり私は処分の上限引上げを行うべきだと思うのですが、再発防止の中で取り上げる予定がないかどうか、もう一度お伺いいたします。

○(総務)職員課長

処分の引上げの関係につきましては、本会議等でも御質問をいただき、何度かそういう御提案いただいているところではあります。ただ、処分の引上げにつきましては、全く効果がないというふうには思っていないけれども、私どもとしては、何かやったらこれだけ罰則があるのだ、それを重くするというそれ以前の問題と考えています。

今回の再発防止として、職員の倫理向上を図っていく中で、こういうことはやってはいけないのだ、そういうところに重点を置いて徹底していきたいと思っており、それが事件、事故の防止につながると、そういうふうになっていますので、現時点で条例の罰則を引き上げることまでは考えてございません。

○小貫委員

その効果がやはり疑問だということなのですが、要はこの事件を受けて、市役所はどう再発防止に取り組むかという姿勢を市民にしっかり示すということが必要なのだと思うのです。そういう上でも、こうした罰則の上限を引き上げると一つのメッセージを、市民に向けて発していく、こういうつもりはないのか、もう一度答弁をお願いします。

○(総務)職員課長

本会議でも市長から答弁申し上げますように、今、私どものほうではこういった事件事故を防止するためには、何よりも倫理の向上というのですか、それに重点を置いてやっていきたいということでございますので、罰則の引上げという部分につきましては、今のところまだ考えていないということで御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

わかりました。

最後に、市長に一言お伺いしたいのですが、中松市長は、市民力を発揮してもらってやっていきたいということなのですが、今度の事件で小樽市の政治姿勢全体に与えた信頼の失墜、これは大変大きいものがあります。今後、どのようにして市民の信頼を回復していくのか、そのことについて見解をお願いします。

○市長

本日、示させていただいております再発防止策、これは推進方策に基づく取組ということですので、これを職員と一緒に一つ一つ着実に進めていきたい。それが市民の皆さんからの信頼回復につながるものと、私は考えているところでございます。

また、さまざまな行政課題、これをたくさん抱えているわけではありますが、これにつきましても、市民の皆さんのお知恵や、そしてお力をおかりして、何とか信頼される市政運営に努めてまいりたい、このように思っているところでございます。そういうことで御理解いただければと思います。

○小貫委員

最後ですが、この間、市民の負担で決算も単年度黒字ということになったわけですから、ぜひ信頼回復という面で、共産党がいう福祉のためのまちづくりというところで、少しでも一つでも多くそういう政策を広げていただけるようお願いをして、私の質問を終わります。

○北野委員

続いて、質問させていただきます。

◎外部委員会の報告書に対する日本共産党の見解について

弁護士 2 人、小樽商科大学教授 1 人の 3 人で構成される、いわゆる外部委員会の報告書に関して、日本共産党の見解を述べておきます。

調査委員会の報告書で議会に提言していることを日本共産党として真摯に受け止め、再発防止に全力を尽くす決意であることをまず表明します。

その上で、今回の政治資金規正法違反事件は、市長部局で引き起こされた問題であって、本質的には市長部局で原因の究明、当事者の処分、再発防止策をしっかりとするべき性質の問題であります。この点で、市長も執行部側とチェックすべき議会側との区別をわきまえた上で、調査委員会の報告書で議会に提言していることを、議長に口答で照会したことについては私は適切だというふうに考えています。

しかし、今回のような事件を再び引き起こさないためにも、調査委員会の報告書で議会に提言していることを議会側としても深刻に受け止め、再発防止に向けて全力を尽くしていかなければならないことは言うまでもありません。この点で、議会側としても、これからの問題ですが、仮に本会議で再発防止に向けた決議等を可決していくとか、あるいは報告書で言われている行為規範を策定するために、直ちに議会として協議を開始することが必要であると考えます。この点では他党も異存はないのではないかとこのように判断しているところです。

そこで、質問させていただきます。

◎政治資金規正法違反が生まれた原因について

まず、原因について伺います。この調査委員会報告書の 23 ページ以降で、22 人からなる当事者あるいは関係者の聞き取り調査の結果、なぜ政治資金規正法違反事件の当事者の認識が生じたかの分析が行われています。これは今回の政治資金規正法違反がなぜ生まれたかの原因に関する核心部分であります。

市長にお尋ねしますが、この委員会の指摘をどのように受け止めていられるか、見解をお聞かせください。

○市長

今回の調査委員会の報告書につきましては、さまざまな観点から事件の背景や素地、原因が述べられております。これらの指摘等につきまして、非常に重たいものとして私は受け止めているところでございます。

○北野委員

市長が当委員会に出した素案の冒頭、「はじめに」という部分がございますが、ここで市長のあいさつというか、決意というか、これを読んだ限りは、調査委員会の報告書の核心を正しく受け止めていないのではないかと判断せざるを得ませんが、いかがでしょうか。

○総務部副参事

調査報告書の 23 ページになりますが、そこにはなぜ当事者の「認識」が生じたのかとあり、一番先に「政治資金規正法の不知について」ということが書かれてございます。その後、委員会の意見がいろいろと続いておりますが、これは先ほど市長から答弁したとおり、いろいろな素地、背景について掲載されております。

そういったことで、いろいろなことが絡み合っているということが書かれてございますので、我々がここのはじめにとして市長のコメントを載せるときに、すべての項目を載せるわけにはいきませんでしたので、ここに書かれてある中で、最初に出てきております政治資金規正法の不知についてというところから入り、原因の一因としてということで、そういうことでひとつ掲載させていただいております。

ですから、すべてを書くということであれば、この後のものがそれぞれ素地、背景が出てくるのでしょけれども、一因としてということで記載させていただいているということでございます。

○北野委員

そういう言いわけというのは、うまくないと思うのです。いろいろなことと、副参事は再三おっしゃるけれども、調査委員会からは委員会の意見として具体的に書かれているのです。法律を知らなかったと。あるいは公務員の中

立性についてうんぬんと。そういう聞き取り調査を踏まえた上で、以上で述べたとおり関係者たちの驚くべき遵法意識の欠如、希薄さは、市役所をめぐるいかなる状況から生じたものであろうかと。市役所の状況について疑問を投げかけて、その原因を分析しているのではないですか。

だから、私は市長の側は、いわゆる市長の相乗り、ここで言う五者体制について、与党だから触れたくないから書かなかったのではないかというふうに思っているのです。そういうことであれば、議会の一定の勢力に遠慮しては、再発防止にも役立たないというふうに私は考えますが、そういうおもねたことはなかったですか。

○総務部副参事

この「はじめに」のところの中ほどをごらんいただければわかるのですけれども、実は「この調査報告書には、市としての原因と受け止めなければならない点が多々ありますが」ということで記載させていただいております。先ほどの説明ともつながりませんが、素地、背景としてはいろいろあるものですから、調査報告書の内容をすべては記載しておりませんが、そういったことを原因として受け止めなければいけないということはここに記載しているつもりでございます。ですから、委員が御指摘のようなことは、別に意識してここから何か外したとか、そういうことではございません。

○北野委員

そう言えば、ますます深みにはまりますよ。当委員会に出した素案の「はじめに」ですよ。副参事が引用した「この調査報告書には、市としても原因と受け止めなければならない点が多々ありますが、今回の事件が発生した原因の一つとしては、多くの幹部職員にとってパーティー券の売買行為が、同法による禁止規定に違反するとの認識がなかったことが挙げられています。」と、こうやって言っているのですよ。この表現では、調査委員会が指摘していることを、きちんと受け止めてないですよ。なぜ法律の禁止規定に対する違反の認識がなかったのか。それは市役所をめぐるいかなる事態から生まれているのかという、本質的な提言をしているのではないですか。そこの一番肝心な核心部分がこのところでは見えてこないのです。小貫委員が先ほど来指摘している幾つもの点ですから、だから、これはあってはならないことですよ、この期に及んで。議会の中で圧倒的多数を占める与党に遠慮して、五者体制について外部委員会が触れているのに、あなた方は意図的に外したなんてことになったら、論外な話ですから。だからそういう懸念があるから、以下質問をさせていただきます。

◎五者体制について

まず、五者体制の当否について外部委員会はどう考えていますか。市長選挙での五者相乗りですよ。こういうことについて外部委員会はどのように判断されていますか。まず説明してください。

○総務部副参事

調査報告書の24ページに書かれておりますけれども、その(1)に「五者体制問題は本件の素地と理解されるか」というところの1)に「五者体制の当否」ということで書かれてございます。ここには当委員会は五者体制そのものの当・不当を評価する立場にはないということで記載されてございます。

○北野委員

外部委員会が憲法なりいろいろな法律の規定に基づいて五者体制について評価して、だから当委員会は五者体制についての当・不当を判断することはしないと。あなた、結論だけ言って、なぜそういうふうに外部委員会がそういう判断したかということは述べていないでしょう。これではわかりませんよ。あなた方がそのような認識で、結論だけを読んで判断したのですか。だから、さっきのように一番肝心なことをスポイルするのですよ。もう一度お答えください。

○総務部副参事

ここに書かれてございますけれども、選挙においてであれ、他の諸活動においてであれということ書かれてございますが、国民に保障された政治活動の自由の一環であって、その当否は有権者個々人の政治的な判断にゆだね

られるべきものであるというような書き方されておまして、要はこの五者体制自体がいいか悪いかということについては、委員会としてはこれを評価する立場にはないと言っておりますけれども、前段の部分を読みますと、五者体制自体がだめだという言い方はしておりませんので、そういうことではないというふうに理解してございます。

○北野委員

これはやはり法律の専門家の方々が知恵を絞っただけに、私は五者連合、五者体制について大変正確に評価しているのです。「選挙においてであれ、他の諸活動においてであれ、政党や議員、あるいは関連団体や諸個人がどのように連携するもしないも、国民に保障された政治活動の自由の一環であって、その当否は、有権者個々の政治的な判断に委ねられる」と、そのとおりのことなのです。

私たち日本共産党もかつて社会党という政党が存在したときに、市長選挙で共産党と社会党が協定を結んで市長選挙を戦ったことがありますよ。だから、そういうことが有権者の判断にゆだねられるということであって、組んだ連合の体制そのものもいいとか悪いとかではない。そうなれば、五者体制が組まれて24年間たったから、それが悪いというふうには私は単純に言っていないのです。これは日本共産党が6月27日に、この問題での見解を発表していますから、それをお読みになれば明快ですよ。

だから、この五者体制が確立されて24年間たったと。しかし、その中でなぜ政治資金規正法違反のような問題が起こったのかということに踏み込んでいるのです。五者が連合したから政治資金規正法違反が生まれたなんて、そんなことは言っていないよ、専門家は。だから、そこで専門家が指摘していること、言わんとすることをあなたの方が本当に受け止めて、再発防止策に取り組むつもりがあるのかどうかということが一番肝心だから聞いているわけですよ。五者体制をとっても、法律をしっかり守り、公務員としての政治的中立性を守っていたら、こんなことなんか引き起こされないのです。その中で生まれた緩みだとか、あつてはならないいろいろなことが積み重なっているから、こういうことが起こったというふうには書いてあるのではないですか。私の理解は違いますか。

○総務部副参事

調査報告書の25ページの⑤のお話だと思うのですが、ここにも書いてございますように、よきに悪しきにつけ、この24年間にわたって継続したものが親近感を醸成し、関係者の一部において、緊張感や法令遵守に対する感覚を鈍磨させている可能性が高いと判断されるという書き方をされておまして、まさにこれは我々としても最初のはじめにのところで書いておりますけれども、多々受け止めなければならない点の一つではあろうかというふうには思います。

○北野委員

どうして副参事は専門家が作った短く縮めた文章を全部引用しないの。いいかい、副参事が引用したその前段に肝心なことが書かれているのだよ。この調査報告書の25ページの⑤、ここではこうやって書いてあるのですよ。その前段に4項目書かれていますよ。この⑤では「総じて、五者体制は共産党を除くほぼ全与党体制ともいうべきもので、これが過去24年間にわたって継続するなか、」ここからが大事なのです。「与党議員、市長、市役所職員及び五者に関係する市民の相互間に、善きにつけ悪しきにつけ『親近感』を醸成し、関係者の一部において、本来あるべき緊張感や法令遵守に対する感覚を鈍磨させている可能性が高いと判断される。」こういうふうには言っているのです。だから、委員会は次のように判断するとして、五者体制の問題について、五者体制そのものは当否を判断する立場にないとした上で、2)で五者体制と今回の政治資金規正法違反事件との関連でこう言っているのですよ。「ただし、当委員会は、以下のように、五者体制が今回の政治資金規正法違反を生み出した背景の一つをなしている可能性が極めて高いと判断する。」と。そして、その理由を五つ述べているのです。

だから、私はこの委員会に与党の委員もたくさんいるから、副参事はまともにそういうのを引用しないというふうに思っているのです。再発防止策を今後進めていく上では、だれであろうとも毅然とした態度をとりなさいというふうにおっしゃっているわけですから、そういうことを今議論しているときに、きちんと外部の専門家が述べて

いる点について聞いていることにきちんと答えなかったら、心配なのです、私は。いくら文書でこういうふうにします、ああいうふうにしますと言ったって、肝心なことにはっきり物が言えないと。そんな勇気もないのだったら、できるのかという心配があるから聞いているのです。この点が一番心配なので、これは最後に市長にお答えをいただきたいと思います。

○市長

今、北野委員がおっしゃるように、今回の調査委員会の報告書では、五者体制の当否ということではなくて、背景や素地、そういったことの一つの要素というか、原因というかが述べられているのだろうというふうに思っております。この部分につきましては、今回の事件の背景や要因、そういった問題の一つであるということは私自身も受け止めるべきものと考えているところでございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○北野委員

五者体制、いわゆる相乗り市長選挙のことが今回の政治資金規正法違反事件の背景にあるのではないかということ、共産党はもちろん根拠を挙げて述べています、早くから。同時に、私もずっと、新聞の切り抜きを一枚残らずとっているのですが、最初のころは一つの新聞社を除くすべての新聞は、五者相乗り原因があるとか背景があるというふうに報道していますよ。だから、五者体制に踏み込んで、そこで何が問題だったのかということ、を真剣に分析して、どういう体制の下で市長が就任しようと、政治的立場に影響されず、公務員の中立性を守り抜くということが重要と思うのです。五者体制について、たまたま今回は指摘しているわけですが、これは共産党だけが言っているのではないので誤解しないように、多くのマスコミも指摘している点だということ踏まえて、今後の再発防止策に当たっていただきたいということを強く要望して質問を終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、一新小樽に移ります。

○成田（祐）委員

◎外部調査委員会の報告書について

今回の外部調査委員会の報告書を基にお伺いしたいと思います。

私も、今、共産党の北野委員からお話のあったところをどうしてもまずお話しさせていただきたいのです。コンプライアンス推進方策の「はじめに」のところですが、私もこの文章を読んでやはり思ったことが、この調査報告書に、市としても原因と受け止めなければならない点が多々ありますというふうに書かれているのです。というのは何かというと、この調査報告書を全面的に肯定しているわけではないのです。一部肯定しているけれども、多々あるけれども、では、何が認められないのだと、やはりその辺がどうしても気になるのです。

この調査報告書の中には、委員会の意見として、市だけではなく議会に対しても提言がありました。議会も決して今までやってきたことはよくないと。そういった提言までされており、中には、公益通報制度に不備があったのではないかと、またパーティー券以外の購入等についていろいろと述べられています。そして、五者体制の部分については、これも五者体制がいい悪いではなく、そういったことが続いたことに対して、今回の違反事件を生み出す背景の一つをなしている可能性は極めて高いと判断するというふうに24ページに書かれているわけなのです。

そのような中で、こういった委員会の意見というのが、ある意味、今回の原因という部分での報告だと思っておりますが、この多々ありますという部分で、全面的に受け入れられないというのは、一体どこまでを原因として受け止めて、どこを原因として受け止めていないのか、これについて私は市長と、そして今回携わった各参事の皆さんにお一人方ずつ、今回のこの調査報告書を読んで、その委員会の意見という部分を読んでいただいて、どのように原因をお考えになったかをお聞かせ願います。

○市長

調査報告書でございますが、ただいまも北野委員にお話しさせていただいたように、背景、素地、こういったことについては、幾つかの項目が挙げられるのだらうというふうに思っております。それらがいろいろと絡み合った状況が、今回の事件の要因とか原因になったのかなというふうに、私は思っているところでございます。したがって、どれか一つということではなく、幾つかのことが絡み合っているということだろうと思っております。したがって、今回の調査報告書の指摘につきましては、真摯に受け止めていかなければいけない、このように私は思っておりますので、御理解いただければと思います。

○生活環境部山崎参事

報告書の関係から言えば、熟読させていただきましたので、それぞれの先生たちの思いというのは私自身が納得できるところもあれば、ちょっと時間がかかりますので、今回、今この場では差し控えますけれども、それぞれの思いのあるところもあります、基本的に先生方の御指摘というのは、私なりに真摯に受け止めているところです。

ただ、私もこれまで何回も話させていただいていますけれども、成田祐樹委員からありましたこの事件の背景には、一義的に私自身が依頼されたことに対して判断の誤りがあったと。ですから、政治資金規正法に対する認識が甘かったこと、これがすべてだということは何回もお話をさせていただきました。今もそれは変わりませんし、私自身が原因者として動かなければ、なかった事件ですから、そこでの認識は私としては変わりません。ただ、今回、行政措置、行政処分を受けた多くの職員の皆さんに大変な思いをさせて御迷惑かけたということについては、大変申しわけないというのが私の認識です。

ただ、誤解をしてほしくないのは、今回のこの事件、私自身が、組織的に意図的に特定の候補者を支援するために、つまり具体的に言えば、中松さんを当選させるために意思統一をしたとか、一体感を持ってやったということは決してありません。ですから、何回も話させていただいていますけれども、私の思いとしては、これまで市職員としての中で生活する中で、政治の分野も含めて、さまざまな団体の方から頼まれ事とか依頼ごとがあったときに、できる限り協力をするという立場で、これまでやってまいりました。そういう形での協力、それがすべていいとは申しませんが、少なくとも支持するとかしないとかにかかわらず、おつき合いをしてきたという経過があるわけです。ですから、私としてはその延長線上で今回こうしたことが起きたのだらうと思っております。決していいことだとは思っておりませんので、これは市民の皆様全体あるいは職員の皆さんに対しても、おわびを申し上げなければなりませんけれども、私としては一義的にそういうものが原因だったということは現在も変わっておりません。

○水道局参事

報告書は、私も重く受け止めさせていただきまして、内容については逐一、思い当たることがたくさんあろうかというふうに思っています。

原因につきましては、当委員会の最初のほうでも申し上げましたけれども、一義的には私自身の法律に対する認識の欠如というのは、何においてもこれをどうお考えいただけるかはわかりませんが、第一だろろうと考えております。それをおいて、仮にその法律に精通していなくても、公務員としての基本的な人格に欠けていたということは、それについても申し上げることは何もございません。お恥ずかしい限りでございます。組織全体としても、こういうことがあったということについては、やはり報告書を見ますと、各職員にも同様の認識があったということでございますが、その辺の緊張感がやはり欠けていたのではないかとこのように思っているところです。

○保健所参事

ただいまの原因についてのことでございますけれども、第一義的には冒頭に山崎参事がおっしゃったとおり、山崎参事が私ども部長職にこのパーティー券の販売依頼をしたと。これが第一義的な原因です。その背景に何があるのか。この報告書に書かれていることも大多数は該当するところがあると思います。第二義的には、私どもが当時

の総務部長から依頼をされたときに、そのことが法令に違反するかしないか、通常の業務の中であれば、例えば法令のデータベースなりですぐ調べることができるわけで、政治資金規正法というその法律をすぐ探せたかどうかはわかりませんが、選挙違反に該当しないかするか、それを怠った私どもの誤りだと思っております。今回のことに関していえば、一昨日に処分を受けた管理職の方々に私どもから依頼をしたり、あるいは直接券の販売をしたりしたことによって、さらに市民の皆様に対する信頼感を失ったということは、私どもの責任でございますので、大変申しわけなかったと思っております。

○総務部参事

報告書につきましては、私も見ましても思い当たる点もありますけれども、ただ原因につきましては、今、振り返ってみますと、やはり私自身は一つには政治資金規正法という法そのものの認識がやはり薄かったという点の一つ考えられます。それともう一つには、やはり公務員の政治的中立性といえますか、そういったものが働いていれば、こういったような過ちを犯すこともなかったのではないかと、そのように思っております。いずれにいたしましても、二つの認識がやはり大変欠けていたということが考えられます。

ただ、これからは、やはりこういうような事件があったので、これを絶対風化させることなく、私どもの行ったことについては、大変なことと痛感しておりますので、今後もこの報告書の意見については真摯に受け止めていきたいと、そういうふうに思っております。

○生活環境部明井参事

私もこの報告書、何度も熟読させていただきました。思い当たる部分も多くあります。何度も申しますが、まずこの原因に関しましては、法令違反であることの認識の欠如、それが第一にも第二にもこれが原因であります。さらにつけ加えさせていただきますと、これは私だけかもしれませんが、外部から市役所に入ってくるもの、文書なり依頼なりいろいろありますけれども、そういったものが法に抵触するものがあるかもしれないと、そういった感覚はなかったと。そういう意味で緊張感の欠如という部分があったと、今反省しているところでございます。

○福祉部参事

外部委員会の報告書につきましては、複数の方々からのヒアリングに、専門家でありますとか、学識経験者の方々の見解などが織りまぜられた形でまとめられたものだというふうに思っております。いろいろな考え方又は判断が当時あったのだろうなというふうに感じられるものでございました。

私といたしましては、私自身では非常に当時はごく単純でございまして、これまで管理職になってからイベント券等いろいろなものを頼まれ、みずから参加することなく、又は見に行くということもない中でも、いろいろなものに協力してきた経過がございます。今回も前総務部長から頼まれたので、みずから買いましたし、実際に行動を起こしたわけですが、それが当時の候補者のマニフェストでありますとか人柄といえますか、人格等で私の意になかった方であったということで、みずから購入等もしたわけですが、当時は五者がバックにいるとかそういうことに全く意識はございませんでした。ただ、当時の心境としまして、政治資金規正法違反という認識はありませんでしたので、公務員、地位を利用した販売であるというようなことは気がつかなかったわけでございます。ただ、地方公務員法に照らして、やはり望ましくないということであるという認識はございましたので、これは外部委員会でも話しておりますけれども、大っぴらな行動はとっておりません。ただ、やはりその場で十分な知識を持って、認識を持ってそのことを断らなかった、拒否しなかったこと、又は違法だということを論さなかったこと、これは非常に意識が希薄であったというふうにも言われても、そのとおりだと、私の責任だと思っております。

今後につきましては、十分反省をしてございます。市民の信頼回復に向けて最大限努力をしてみたいというふうに考えております。

○教育部参事

今回の事件の原因というお尋ねですが、これは今回報告書も出ておりますけれども、調査委員会のヒアリングの

中でも、ほぼ同様の質問を、それぞれ 3 人の先生の方から受けました。そこでも答えておりますし、この報告書でも書かれておりますが、問題の是非は別といたしまして、その法律、簡単に言いますと、こういった政治資金にかかわるパーティー券を部下に売ることが法律に違反するという、その認識がなかったという、これが一義的なことであります。もう一つ、これは私自身の個人的といいますか、意識の問題というふうに言っていると思うのですが、長い間、市役所生活を過ごしている中で、報告書にもありますが、例えば政党からカンパを要請される、それにこたえる、あるいは政党が発行している機関紙の購読依頼を受ける、それにこたえる、またその購読料を職場で支払するという、そういったことが私自身の政治というものに対するお金の取扱い、それは大きなお金ではないですけれども、お金の取扱いに対する緊張感なり、あるいは距離感なり、そういったものについての意識なり緊張感を希薄にさせていった、そういうことが私の意識としてはある。そういうことだろうというふうに思っております。

○建設部参事

今回の事件の原因ということでございますが、外部委員会の報告書にもありますとおり、法に対する認識あるいは我々公務員としての政治的な中立性の問題、さらに、今、政党とのかかわり、こういったことがいろいろ指摘をされております。こういったことについては、私もこの報告書を真摯に受け止めて、今後仕事をしていきたいと、このように考えます。

○成田（祐）委員

今、お話をお伺いして、当然ながら、皆さんいろいろな考えをお持ちでしょうから、全部が全部 1 から 100 まで一致しているという方はいらっしゃらないかもしれませんが、おおむねそういった部分で受け止めてらっしゃるというふうなお答えをいただきました。ただ、やはり言葉として、すべてを受け入れるというような感じではなかったのですが、やはり何が言いたいかという、結局、再発防止策を考えていくときに、原因が何かを確定しないままこのまま話を続けていっていいのかという話はどうしてもあるのです。今後、再発防止のためのコンプライアンスの話に移る際に、今回の原因の基となるものは、この外部委員会の意見というものを参考にさせていただいて、これを土台にお話しをさせてもらってもこれは問題ないのでしょうか。ここで、後からいや、そこの認識は実は私は違いましたとか、その部分は入ってないと思っていましたと言われても、困るわけなのです。しっかりその部分の土台だけをつくっていただかないと困るのです。おおむね、もうこの調査報告書の委員会の意見というものを尊重して、再発防止策に生かしていくという考えでよろしいのでしょうか。その見解をお聞かせください。

○総務部副参事

最初に、委員がおっしゃったお話とはちょっと違うかもしれないのですが、「はじめに」の部分で、原因と受け止めなければならない点が多々ありますがというのは、別に受け止めない点があるということではなく、このいろいろ述べられていることは原因として受け止めなければならないというつもりで書いておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

ですから、今の御質問ですけれども、当然のことながら、この調査報告書については、市長から申し上げておりますとおり、こういった背景、素地があったものだというふうを受け止めるということでございます。

○成田（祐）委員

その部分がやはり一番お伺いしたかったのですが、しっかりそこを今おっしゃっていただいたので、それを基に今後の再発防止策のことを話させていただきたいと思っております。

もう少しお伺いしたい点がありまして、この調査報告書の中には、議会に対する意見というのが非常にあるわけなのです。先ほど何人かの参事からお話がありましたけれども、やはりパーティー券とか、新聞の購読依頼とか、少なからず議会と行政の適切な立場という距離感の部分をやはり欠いていたと私は思うのです。27 ページの外部委員会の意見の（2）の最後には、「当委員会としては議員・議会が議員の行動規範について早期に議論し同規範を策定されることが再犯防止のために必要だと考える」いわゆるすべての責任が職員の方の皆さんだけにあるというふう

にはうたっていないわけなのです。今もちろんお話の中に、私たちの知識不足、認識の甘さからこういった今回の問題につながったとおっしゃっていただきましたけれども、それはある意味極論だと思っていまして、少なくとも、今まで、議会若しくは政党・会派等と行政との関係が少なからずそういった感覚を麻痺させてしまうということもここに書かれていますけれども、そういったことが起こってしまったのではないかと。ある意味、僕はそういう意味では、職員の皆さんも一つの被害者だと思います。少なからず今までパーティー券を市庁舎内で販売されていた方がいたと。これは今回の市長選に限らず、そういったことがあるというアンケート結果があるわけですから。

そのような中で、今まで、たぶん議員などからパーティー券などが売買されていたということに関して、これは今回の再発防止策を策定する中で、しっかり考えていかなければならないという話がありました。やはりこういった部分が今まで普通にやり取りされていたことが、今回、職員の皆さんが政治資金規正法に関して見落としてしまった、若しくは通過してしまったことの一つの原因になっているとは思いますが、その辺についてどのようにお考えなのかということと、改めて政党や議会とのかかわり方という部分についての見解をお聞かせ願いますか。

○総務部長

今、御質問の中にもありましたけれども、議会と私ども職員との関係というものは、一定程度チケットの売買も実際ございまして、そういったものの受取をする中で、感覚的に麻痺していった部分というのは否定できないのではないかなというふうに思っております。

議会と私どもの関係というのは、やはり執行機関と議会という関係の中で、前にも申し上げたかもしれませんが、相互牽制と均衡の中でやはり緊張関係を保っていくというのがまず原則ですから、この一定の緊張感といえますか、一定の距離感を保っていかなければならない。それができないということになりますと、やはり市民の皆さんから見ましても、誤解を与える場面というのが出てくるのだと思いますので、原則に立ち返りまして、一定の緊張感を保つ中で関係であり続けるべきではないかというふうには考えているところでございます。

○成田（祐）委員

やはり今回の部分においては、政治的中立を保てるような、それは職員の皆さんだけが意図的に動いたとは思わず、議会なり外部からの圧力の中で、必ずしも中立的にいれたかどうかということ、私はなかなかそういうふうには思えないような状況がこの小樽市役所にあったと感じています。そのような中で、今後そういった点も含めて、外部委員会から、再発防止策についての提言がいろいろなされていますが、その中から何点かお伺いしたいと思います。

◎公益通報制度について

公益通報制度についてお伺いしたかったのですが、これはある程度、市内部の話であれば防げるものというのもあると思うのですが、やはり今回のように議会、若しくは特定の政党、若しくは市の職員間で何か頼まれごとがあった。それが非常に不適切なものであった場合で、その人が多くの人に言っていれば、だれか一人ぐらい通報をするかと思うのですが、1対1だった場合、若しくは非常に少数で特定されるような可能性があった場合、これは第三者に通報して、一体だれがどう処理するのだという話になってくると思うのです。その辺の取扱いの方向性を何かお考えでしょうか。

市の内部同士であれば、第三者が間に入るといえることができると思うのですが、逆に、これで全く関係ないところから市の職員に何かをやっても、その間に第三者が入って、それで解決できることなのかなというのがひとつ疑問なのです。その辺の見解をお聞かせ願いますか。

○総務部副参事

公益通報制度については、もう既に要綱であって、総務部職員課が窓口になっていたわけですが、ただ実際には前から話していますとおり、なかなか利用がなく、使われていないという実態がございました。

ですから、今後につきましては、逆に通報しやすいようにということもありますので、外部の委員とで考えてお

り、その機能はコンプライアンス委員会に持ってもらおうというふうに考えております。委員は外部からということですが、実際に選任される委員はたぶん弁護士、あるいは学識経験者、そういった法律に明るい方を選ぶことになるかと思しますので、そういった意味では、通報が内部ではなかなかしにくいけれども、逆に外部だとしやすく利用されるとすれば、外部に行き、実際に調査検討するのは、その外部の委員になります。当然のことながら調査するときに、外部の委員だけで動くということではなく、市でもそういった調査に協力をしていくという形になりますので、外部の委員だから市の内部のことが調査できないということはないと思います。そういった意味では市のそれぞれの部署が協力しながら調査し、そしてまた、外部からも調査をしますので、当然のことながら客観的に透明性の高い調査ができるというふうに考えてございます。

○成田（祐）委員

◎職員倫理条例について

もう一点、コンプライアンス推進方策の再発防止策として、職員倫理条例の制定というのがありました。またちょっと話が調査報告書の30ページのほうになるのですが、この（5）のところに「市長は、本報告書を適宜な方法で市民に公表し、市政に対する市民の信頼を回復するために、委員会の提言につき、その実施内容を市民に周知すること」というふうに書かれているのですが、ある意味、この職員倫理条例の制定というのは、市民に周知することと、いわゆるリンクをするというふうに考え、職員倫理条例の制定をもって、市民の皆さんにお知らせしていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○総務部副参事

調査報告書に書かれておりますこの（5）につきましては、この調査報告書を市民に公表するということと、それから委員会の提言について、その実施取組内容を市民に周知することということで書かれておりますので、この素案のほうで言いますと、1 ページのところになりますが、推進方策の概要の前段のところに入れていただいております。条例に限らず、市が取り組んだ全体の取組につきましては、適宜市民にお知らせするというところで考えてございますので、そういった意味で条例だけではなく、すべてについてということで考えてございます。

○成田（祐）委員

わかりました。

もう少し職員倫理条例の制定について伺いたいのですが、記者会見では第1 回定例会をめぐりということ、この話が進んでいると聞きましたけれども、この素案等が出されるのはいつごろで、これは当然、最終的には議会で採決するという話になるのですが、市民の皆さんにそれを一度お示しするというか、皆さんに見ていただくということも含めて、どういったことをしていくお考えなのでしょうか。

○総務部副参事

この新しい条例につきましては、当然のことながら、市民の皆さんの御意見も伺いたいというふうに思っておりますので、パブリックコメントをとって、その上で第1 回定例会に提案をさせていただき、そして順調にいけば、新年度、24年度からの施行を目指したいというふうに思っております。ですから、スケジュールとしては大体、年末あるいは年末から年明けにかけて、パブリックコメントを行い、そしてその上で第1 回定例会に提案したいというふうに、今考えてございます。

○成田（祐）委員

条例の制定だと、最終的には採決という部分が出てくるわけで、またその採決のときに、一部の会派だけが賛成で、一部の会派が反対してと、あまりに開きがあると、やはりこれは市民の皆さんの意見を反映したというふうにはなかなか言えないと思うのです。その辺で、やはりこれは全会派の意見の一致というか、ある程度、市民の皆さんの代表として各会派の意見をしっかり取り入れたものになるというふうに、努力をされるということで認識してもよろしいでしょうか。

○総務部副参事

まずは、今、話しましたとおり、市民の皆さんからいろいろな御意見を伺って、また、条例の内容も結構幅の広いものになりますので、まずは、市民の皆さんの御意見を伺って、つけ加えるものはつけ加え、そしてさらに議会の御審議をいただいとと考えております。ですから、全員が100パーセント賛成ですというふうになってくれればベストですので、できるだけそういうふうになるように、我々としてもそれを目指してつくってまいりたいというふうには思います。

○成田（祐）委員

◎市職員への措置について

最後に、今回の政治資金規正法違反事件にかかわって108名の措置が公表されました。その辺について何点かお伺いしたいと思います。

今回、戒告という処分ではなく、措置という部分でおさまったことについて、市民の皆さんからはやはり非常にまだ甘いのではないかと。こういった措置で結論づいたのは、一体どうことなのだというお話はやはり出ています。

そのあたりについてのお考え、見解をお聞かせ願いますでしょうか。

○（総務）職員課長

今回の措置の考え方につきましては、先ほど、小貫委員の御質問の際、詳細に申し上げさせていただいたところなのですが、まず基本的には職員分限懲戒審査委員会の中で議論されたことについて、市長がその審査内容なり、結果が妥当であるというふうに判断して、今回の措置に至ったということでございます。

その判断に至った経緯で、大きなポイントですが、今回、嚴重注意を受けた職員については、当然買っただけという形になりますので違法性はない。訓告を受けた8名につきましても、その違法性という部分では、司法なり検察からそういった判断が下されたわけですから、それを私どもとしては尊重していったということでございます。

○成田（祐）委員

検察の判断、いわゆる刑事的に処分、処罰されたかどうかという話に基づいての今回の結果だと思えるのですけれども、結局、最後までやってしまえば、切りがないから、ある程度のところで今回の事件がおさまったというか、少なからず私はお目こぼしがあったのではないかとと思うのです。

そのような中で、これだけで果たして本来的に済まされたものなのか、私は非常に疑問に思うところはあるわけなのです。少なくともこの訓告の8名の方というのは、皆さんが全く同じようなことをされて訓告になったという解釈なのでしょうか。私はこの中でもさらに置かれた立場が違うのではないかとと思うのですが、すべてやった内容ではなく、処分内容によって、こういうふうに分けたという解釈でよろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

券の売った枚数なりを考慮してしまいますと、今回、減給処分を受けた8名の部長についても大小あるわけですね。そういった中で、分限懲戒審査委員会の中でも話がありました、今回はやったことの性質ということで買った側、それとひとつ余計なことをしたというのですか、考える余地はあったであろうということで、そこで線引きをさせていただきました。やったことについては、券の枚数なり、部長の意向を伝えて券と代金の受渡しをしたという内容については、それぞれ違う部分がありますが、総体的に見てやったことの性質ということは同じだろうということで、委員会の中では判断させていただき、最終的にそういう結論に至ったということです。あと、判断に至る経過といたしましては、先ほども申し上げましたが、今回の問題の大きさを判断して、措置で言うと、4段階あるわけですが、それの上の二つになったということでございます。

○成田（祐）委員

最後に、市長にお伺いしたいのですが、今回の措置は、文書嚴重注意で100人、そして訓告で8名と本当に多くの人がこういった措置を受けられたわけです。これはある意味、注意というものであっても、この人数を考えると、

この文書厳重注意というもの以上に重く受け止めなければならないと思うのです。組織でこれだけの人数が一遍に出たということ。仮に市長が拓銀時代、北洋銀行時代に、部下の職員がこれだけ一遍に全部処分されれば、そこはどうなっているのだという話になったと思うのです。一遍にこれだけの人数の職員が厳重注意された、訓告を受けたということに関して、どの程度、この措置以上の重さを持たれているかということ、最後に市長にお伺いして終わります。

○市長

今回の措置については、今、職員課長のほうから答弁したとおりでございますので、そのところは御理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、今、成田祐樹委員のお話のように、やはり非常に大きな人数でございますので、これについてはやはり市長としてもきちんとした形で重く受け止めていかなければいけないというふうに思っておりますし、やはり市民の皆さんの信頼を回復するためにも、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、きちんとした行政というか、仕事に取り組んでいきたいというふうに思っております。

私自身も34年間という長いこと、金融機関に勤めておりましたが、幸いなことに、こういう経験は一度もしなかったわけでありまして。先ほど来、再発防止についていろいろと話させていただいているように、今後、市職員の中でこういうようなことが起こらないように、市長としてもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時28分

再開 午後 2 時48分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

自民党。

○鈴木委員

◎調査報告書に関し市長が口頭で申し入れた中身について

先ほどの御報告の中に、第三者委員会から出された調査報告書の中身にございました、市長は議会に対してうんぬん申し入れることとということがあり、その件を質問しようとしたら、先ほど9月29日に議長に対し、口答で申入れがあったというお話がありました。先ほど総務部長から議会と行政の関係は、一定の距離感と緊張感があるべきだというお話もあった中、我々議会としてもいろいろそういうことについては真摯に受け止め、今後やっていかなければいけないということは自覚しております、私ども自民党におきましても。

その中で、市長が口答で申し入れたということでございますけれども、一体どういうことを議長に申入れになったかということをお聞かせ願いますか。

○市長

議長には、先般提出された調査委員会からの報告書に示されております議会にかかわっての提言につきまして、行為規範の策定など、議会側としての対応につきましてよろしくお願ひしたいと、このようにお願ひしたところでございます。

○鈴木委員

そのことは、逆に言うと、議会に一任されて、議長の下でこれからいろいろするというふうに考えております。

◎職員倫理条例について

ただ、このコンプライアンス推進方策の中にある、小樽市職員倫理条例について、これもまた、議会が関与するという点でございます。なかなかそういった意味では並列的に行っていかなければいけないことが出てくるというふうに思いますが、この小樽市職員倫理条例につきましては、市のほうで基本的には、ある程度中身を考え、議会に諮るということでございますけれども、このつくり上げの状態といいますか、例えば素案をつくって何回か議員とやり取りをしてつくり上げるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○総務部副参事

この条例については、通常の条例の提案と同じように考えてございます。ただパブリックコメントをとって、市民の御意見を聞くということもございますが、通常どおり議会に条例案として提案させていただいて、御審議いただくことを考えておりますので、特別これだけ特殊な扱いをするということは考えてございません。

○鈴木委員

今のお話ですと、条例案を提案して、最終的には議決という判断をするという考えということで理解してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

わかりました。

◎コンプライアンス推進方策について

それでは、議会の件は議長にお願いしたということで、まず置いておきまして、コンプライアンス推進方策について何点かお聞きをしたいと思います

その前に第三者委員会から御提言がありました。これは本当によく調べて、なおかつ提言内容も的を射たという思いがいたします。ということは、この第三者委員会の提言を着実に守るといえるのか、このことをしっかりやれば、ある程度きっちりできるのかなという私どもの判断はあります。

それを受けてこのコンプライアンス推進方策の中で、まず一つは、全庁的に職場ミーティングを実施しということなのですが、私は、民間にいましたので、基本的には職場を始める朝礼といいますか、必ず一定の朝、今日は何、何か連絡事項はないのかと、そういうことをきっちりしているのですが、これを見ますと、この市庁舎内というのは、基本的には朝、皆さんで顔を会わせて、今日はどうするというお話はないということなのです。

○総務部副参事

この素案の中にも書いておりますけれども、職場ミーティングの実施率、これはこの8月下旬で調査しておりますが、実際には6割ほどの職場でやっているという実態でございます。今、委員からお話がありましたように、それぞれの職場で毎朝朝礼をやっていないのかということでございますが、これについては、中には例えば三、四人の職場ですとか、あえて朝礼とかミーティングをするまでもなく、ふだんからもうコミュニケーションがとれているといったような実態がある職場もございます。ただ、やり方によってはミーティングというのは実施可能だろうと思っておりますけれども、そういった職場もございます。また毎朝毎朝、市民の来るところでいきなり朝礼をするという状態にならない職場もございますので、そういったいろいろな実態がある中で、やっているところとやっていないところが出てきているということでございます。しかし、いろいろな連絡等の必要もございますので、必要に応じて、いろいろな打合せはやっているのですが、今回、この職場ミーティングの実施率が約6割というふうに申し上げているのは、改めて議題があってもなくても意思疎通を図るために、そういった打合せ会議といいますか、ミーティングを開くというのが約6割ということなんです。実際にいろいろな打合せをして意思疎通を図ったりす

るといふようなことについては、また別にやっておりますので、そういったものを入れれば、本当はもっと実施率が上がるということになってございます。

○鈴木委員

日ごろから意思の疎通が図られる職場にさせていただきたいということで、例えば今回のこのコンプライアンス推進方策にかかわらずやっていたきたいところなのですけれども、それで今後そういうことを努めていくということですので、それはわかりました。

それで、ちょっと聞きたいのは、今度、コンプライアンス委員会を設置するということが、それと法令遵守の担当部署の新設、まさに前田副参事のところですけれども、それと市長、この三つは、どういう関係になるのかということをお説明願います。

○総務部副参事

まず、このコンプライアンス委員会については、新しくつくります条例に規定したいというふうに思っておりますので、条例に規定された委員会として、外部の第三者からなるコンプライアンスに関する委員会を置きたいというふうに思っております。それから、当然のことながら、このコンプライアンス委員会は外部の委員で構成しますので、市役所内部からそれなりのお話をしたり、事務局的なことをしたりしなければいけませんので、そういった役割というのは、この法令遵守担当部署で行うことになると思います。そして、公益通報や不当要求行為等も、このコンプライアンス委員会で受けてもらおうと思っておりますし、また当然、市の取組で何か問題があるようなときについても、通報が行くような形になります。そういったもので改善の必要があるということになれば、コンプライアンス委員会の中で調査検討して、市長に改善を行ってくださいということで措置するということになります。その通知が市長のほうに行きまして、実際にやりましたら、改善しましたと市長のほうからコンプライアンス委員会のほうにも連絡がいきますし、また市民の皆さんにもこういった改善をしましたということをお知らせするというような流れになっていくかと思っております。

○鈴木委員

第三者委員会の報告書には再発防止策についての提言というところがあります。その（２）に、市長は職員が従うべき行為規範のうんぬんとあります。後段のほうには、第三者を含む適切な機構の設置を検討することとあり、この前項のコンプライアンス委員会を活用するなどということになっています。この適切な機構の設置というのは、法令遵守担当部署と考えてよろしいのでしょうか。

○総務部副参事

この提言の（１）と（２）についてですが、（１）ではコンプライアンス委員会を設置しということですので、（２）のほうでは別な何か組織をつくり、そしてその上で第三者を含む適切な機構の設置をしてもいいと実は提言されているのです。その別な組織がある意味コンプライアンス委員会を活用することで同一になっても構わないということでの、など書きになっております。ですから、コンプライアンス委員会を活用するなど第三者を含む適切な機構の設置ということで、何か職員が従うべき行為規範の充足・改善等のための組織をつくってもいいし、あるいはそういった機能をコンプライアンス委員会に持たせてもよいということでの書き方になっております。

○鈴木委員

ということは、結論をいうと、法令遵守担当部署というのは、今の（２）には当てはまらないということですね。この（２）は（１）のコンプライアンス委員会と一緒にしているから、このような書き方をしているということですか。

○総務部副参事

そうです。この（２）については、今申し上げましたとおり、全く別なものをつくってもいいし、あるいはコン

プライアンス委員会にそういった機能を持たせてもいいという書き方です。今は、コンプライアンス委員会にそういった機能を持たせたいということで考えておりますので、委員がおっしゃるように、重なる、同じになるということをお考えしていることとさせていただきます。

○鈴木委員

先ほど、どうしてこの三つの関係について言ったかといいますと、例えば法令遵守担当部署、前田副参事のところですけれども、ここにも第三者が入ってもいいのかなという考えが私にはあったのです。コンプライアンス委員会というのは、あくまでもまるっきり外にある状態で、先ほど言った公益通報制度、こちらを受ける形にはなりますが、基本的には内部の改革とかそういうことに常時携わるわけではたぶんないのだろうというふうな思いがあります。この法令遵守担当部署こそ中の方だけではなく、この報告書の(2)で言います第三者を含む適切な機構というのに当てはまるのかなというふうな思いがあったのです。ですから、この再発防止策を検討するときに、一般的な外の考えは取り込めないのではないかと。なかなか、中にいますと、内部のことばかりとなってしまうので、この法令遵守担当部署を第三者を含む形にしないのですかというのが今の質問なのです。

○総務部副参事

コンプライアンス委員会の機能が問題になってくるかと思いますが、公益通報制度や、不当要求行為等、あるいは一番大きなものとしては、市役所内のいろいろな取扱いに関する問題点、こういったものがあつたときに、対応していただくということがあります。ですから、今、委員がおっしゃるのは、市役所内のことについて外部の方たちが、なかなか携われないのではないかという危惧だと思いますが、実はコンプライアンス委員会に持たせる機能の大きな業務の一つとして考えているのは、そういった市役所内でのいろいろな取扱いがまずかつたり何かあつたときについても対応していただくということになっておりますので、そういった意味ではコンプライアンス委員会にそういった機能がありますので、特に問題はないのかなというふうには考えております。

○鈴木委員

このコンプライアンスの推進方策でまさに大事なものは、推進するそのところなのです。今言ったコンプライアンス委員会、外の位置づけとしてはしっかり発信していただくこと、そしてこの遵法担当部署が適時というか、いつもちゃんと機能しているということ、我々はこの特別委員会をやっていますが、今後、当然閉じるわけですが、行く行く閉じます。その後、きっちりそのことができるという確信がなければ、実際閉じられないわけなのです。だから、そういった意味では、この三つの立ち位置が、常時はこういうふうな動き方で、逆に言うと、何か異常があつたときにはこういう動き方をするというところについて御説明をお願いします。

○総務部副参事

何か先に異常時のことをお話ししてしまったかもしれないのですが、当然のことながら、市内部のコンプライアンスといいますか、法令遵守の関係につきましては、職員研修なども含めて、私のところで担当していかなければいけないというふうに思っております。先ほど申し上げましたのは何か異常時といいますか、問題があつたときに、どういった通報が来て、どういった流れになるかということなのですけれども、そういった場合、通報窓口としてコンプライアンス委員会が設けられていて、そこに通報が入り、その上で市長との間でのその改善措置が出てきて、指導、助言があつてというようなこととなります。当然のことながら、通常の業務を行っている中では、市内部のいろいろな法令遵守体制の整備とか、あるいは職員研修の実施とか、そういったことについては私のところですか、職員課ですとか、そういったところで対応していかなければいけないというふうには思っております。

○鈴木委員

それで、法令順守担当部署の業務内容についてなのですが、③に必要なに応じて組織の拡充を図りますとあります。毎回、前田副参事に言っているのですが、大体の規模というか、はっきり言いますと、この推進方策を認めていただいてという大前提なのでしょうけれども、基本的に私ども自民党はこの方策でいけるのではないかと、ある程度

本当にいいのだらうという思いがあります。その中で、これを推進するためには、どの程度の規模でというか、どの程度の人員を取り入れてやるかということをはっきり聞かせていただきたいのです。

○総務部長

今回示しております、いわゆる再発防止策の中で、既に取り組んでいるものを見直す、あるいは新しく取り組んでいくものとして10の項目を示してございます。実施内容につきましても、この10の項目にそれぞれ記載されておりますが、これから私どもといたしましては、10の再発防止策一つ一つの制度設計というのは、また別に必要というふうに思っています。具体的な、要するに研修の内容についてはどういった内容でどういう形でやっていくのかという、より具体的な内容を検討し、それを示すための制度設計というのは別にしていかなければなりませんので、今回は、以前にはなかった法令遵守担当の副参事を置きましたけれども、必要に応じてというのは、これから一つ一つ再発防止策を制度設計していく中で、どれだけの業務量になるかは、現時点ではわからないわけですので、そういった意味で必要に応じてということで記載をしております。ですから、将来に向かってどれぐらいの体制でやっていくのか、拡充していくのかということについては、現時点でなかなか示すことが難しいのではないかとこのように考えています。

○鈴木委員

それで、ちょっと総務部長にお聞きしたいのですけれども、例えばそういう体制ができたということになりますと、我々議会とすれば、今後、再発防止策の取組をお任せするわけです。お願いするというか、やりなさいという話になるのです。そうしますと、当然、すぐなのです。そんなに長い話ではないのです。逆に言うと、我々もきちっとした体制をつくっていただきたいし、すぐにそこが動いてほしい、そしてそれが始まってほしい、そういうことをしっかり確認できないと、実際にこの委員会は終われないのです。ですから、今言っているのは、そういう体制を早急につくる。人数まではいいです。人数まではいいません。ですけれども、ではスケジュール的にどうなのか。例えば緊急にそういう体制をつくっていただいたら、我々はそこに移管しますよとなった場合、いつぐらいから始められるのか、そしていつぐらいから動くのか、それを言っていたら、我々の危惧するところも少ないというふうになるのですけれども。

○総務部長

今回、示している10の項目がございましてけれども、もう既に実施しているものの中にはございまして、当面すぐ取りかかっていくものについては、すぐ取りかかっていく。ただ、一番時間がかかるものは、やはり手続の関係からいきますと、来年4月からの施行を予定しております職員倫理条例の制定ではないかとこのように考えております。公益通報の見直しについては既に一定程度やっておりますし、研修そのものについてはまだ実施をしておりますが、研修を行うための内部講師の養成にも着手をしております。それから、私ども、部長次長職を対象に、いわゆるリスクマネジメントをイメージしていますけれども、トップセミナーというものは既に11月からやるという段取りにはなっております。いつからということではなく、できるものについてはすぐにでも着手するという体制にはなっております。

ただ、それぞれの再発防止策を進めていく上での体制ですが、副参事1人ではなかなか難しい部分は当然あるというふうに思っております。それを1人増やすのか、あるいは総務部の中で補充しながらやっていくのかということについては、まだ検討段階ですので、今この時点で明確に答弁することはちょっとできないというふうに考えています。

○鈴木委員

お話を聞いてわかりました。というのは、我々としては早く道筋をつけてそれに任せたい、本当にそういう思いがあります。例えばこの中身のある程度精査して、このぐらいを変えていただきたい、そういうふうにするのが我々の精いっぱいだと私は思っているのです。だから、そのためにそんなに時間を費やしてそちらのほうに移管する時

を遅くするという事はない。そのためには、市のほうで、逆に言えば、任してくださいと。こういう体制でやりますし、確かに市民の方の信頼は失いましたけれども、今後はそれを糧にして、そしてこういう方策でやっていきますから、ここからお任せくださいというぐらいの気構えでやっていただきたいというのがお願いなのですが、その点について聞かせてください。

○総務部長

私どもは今回の事件を受けまして、再発防止というだけではなく、やはり市民に信頼される市役所を目指してという副題がついており、基本的には公務員倫理やコンプライアンスの精神も高めていって、市民に信頼される市役所づくりを進めていき、信頼回復に努めていく姿勢を示したものでございます。

どのような形になりますかわかりませんが、私ども、特に倫理条例などに代表されるように、議会の皆様の御意見も賜りながら、この推進方策を着実に進めさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○鈴木委員

本当にもともどもしっかりやっていきたいというのが私どもの考えであります。特に市長に聞きたいのですが、本当にそういった意味では、確かに一度間違いをしたのかもしれませんが、ただ、それを糧にして、きちんと今後はそういうことのないようにする体制をつくる。なおかつ、それを早急につくる。皆様からの信頼を得られるような機構をつくっていくということが必要だと思います。そのことについて本当にお願ひするわけですが、議会のほうもそれなりにきっちり対応して、そしてそういった体制を少しでも早く、市民の皆様にお披露目して、そして信じていただくと。そして、実践してだんだんなじんでいただくと、そういうふうな思いがあります。それしかこの小樽市の政治資金の問題を解消する方法はないというふうに考えますので、別にすごく急がせるというわけではないのですが、その体制づくりの気概を市長のほうから述べていただいて、私の質問は終わります。

○市長

私どものほうで素案として策定しました再発防止策については、副題に書いていますように、市民に信頼される市役所を目指したい、こういうことでございますから、以前から申し上げておりますように、この問題については一日でも早くそういった体制をつくり、市民の皆さんに御理解をいただいて、そして市民の皆さんの信頼をいただくように努力していきたいと思っておりますので、今、鈴木委員がおっしゃるように、スピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○上野委員

先ほど鈴木委員のほうから、このコンプライアンス推進方策についてのスケジュール感とあとコンプライアンス委員会の立ち位置というか、その三者の関係について質問ありましたけれども、私からも少しお尋ねさせていただきます。

◎コンプライアンス委員会について

この方針の内容を見ますと、基本的に一番重要なのは、このコンプライアンス委員会、要するに外部の人の意見を聞く委員会が一番中心になっていくのかなと。そうならなければ、この方針をいくらつくってもあまり意味がないのかなと私は思っているのです。先ほどの御答弁の中で、コンプライアンス委員会に関しては条例の中でそれを盛り込んでというお話があったと思うのですが、それではこのコンプライアンス委員会というのは、条例が来年の4月に施行ということなのですか、その後につくられるものなのでしょうか。私としてはこのコンプライアンス委員会こそまずつくって、そしてそのほかにあるこのさまざまなガイドラインや、研修等の意見というか、意思をそこに諮って協議するような場ではないかなと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○総務部副参事

先ほど話しましたとおり、コンプライアンス委員会については、新たにつくるものですので、この新しい条例に規定したいというふうに考えております。このコンプライアンス委員会を条例で持つのか、あるいは要綱で持つのかということがあるかと思いますが、今回、私どもはこういった事件をきっかけに、倫理規程も既にあるわけですが、そういったものもすべて盛り込んだ条例をつくろうとしております。この推進方策の中で何が一番中心かといいますと、私どもは、やはり職員の意識改革なのかなというふうに思っており、そういったものの手だての一つとして、コンプライアンス委員会があるのかなというふうに考えております。今回、いろいろなものを入れて条例を一つつくり上げようというふうに考えておりますので、そういったことで言いますと、委員がおっしゃるように、ここだけをできるだけ早くというのはわかるのです。しかし、では、ここだけを抜いて、要綱か何かでつくりましょうかということになりますと、先ほどもちょっと説明申し上げましたが、条例であれば、議会の御審議もいただきますので、透明性が高いものになるということもございます。ですから、条例の中に規定して、皆さんの御審議をいただき、そして来年の4月から条例が制定できるとすれば、その後につくりたいというふうに考えてございます。

○上野委員

今のお話ですと、ではコンプライアンス委員会は来年の4月からというような話になってしまうのかなと。

先ほどのスケジュール感では、できるものから始めていくとおっしゃってございましたから、では、例えば職員研修などもそうですし、民間に短期研修をすとか、あるいは職場内ミーティングなどというのいろいろあります。

先ほど成田祐樹委員からの質問の答弁に、やはり長い間市役所の中での感覚を持っていたので、こういう認識が薄かったという皆さんのお答えがあり、やはりそういう意味では、この研修やガイドラインも含めて職場内でつくり上げるものよりも、早く何かしらの形で外部の人間、第三者の人間が関与するのが私は最もよろしいのではないかと。今回の事件に関しましても、やはり中だけの考えとまでは言いませんが、市民の皆様から言われているのは、やはり一般的な感覚の欠如というのがあります。有事うんぬんの話ではなく、通常のマoralをやはり高めていく中で、コンプライアンス委員会をつくるまでに、何らかの形で外部のさまざまな意見を聞く何か前段階のものができれば、私としては望ましいと思うのですけれども、そういうものは今のところは特にお考えはないのでしょうか。

○総務部副参事

コンプライアンス委員会は先ほどから話していますが、市役所内部の事務取扱などが不適切だったというようなことで指摘があれば、そういったものを受けるですとか、あるいは公益通報制度や不当要求行為等を受けるようなことで今考えてございます。もう既に、公益通報制度ですとかあるいは不当要求行為等については、そういった要綱がありまして、実際の利用状況というのはちょっと別にしましても、制度としてはございます。ですから、いわゆる外部の目で見るとコンプライアンス委員会というものは、確かに今はないわけですが、ただ、先ほど来申し上げていますとおり、条例に入れることで皆さんにその内容も御審議いただけますし、我々としては市民の御意見もいただき、議員の皆さんにも御審議いただくという形をつくったほうが、確かにスピード感も大事ですが、こういった重要なことですので、そういったつくりをしたほうがいいのかというふうに考えてございます。

○上野委員

確かに来年4月に条例の中に組み込むのであれば、先ほどの御答弁にもありますけれども、それまでに、多くの市民の皆さんからパブリックコメントなどをいただき、コンプライアンス委員会はどのような形が望ましいのか、第三者はどのような人選がよろしいのかなど、論議すべきことは多々あると思いますけれども、その点に重きを置いて進めていただきたいと思います。

それと、これも私が何回も言っていることですが、イベントチケットなどのガイドラインの策定を進めるという

ことで具体的に出ていたのですけれども、もう一点、⑤の「政治的中立性の確保」というところでは、応じないよう指導し、徹底しますとありますが、ここに関してはガイドライン的なものは策定されないのでしょうか。

○総務部副参事

6 ページに出ております政治的中立性の確保についてということですが、これは実施内容のところに書いておりますけれども、「勤務時間中に」ということで限定がしております。議員や政党からカンパですとか政治集会の参加依頼とか、こういったものがあつた場合は応じないように指導し、徹底しますという書き方をしております。これはいろいろな機会を見つけて、指導・徹底を図りたいというふうに考えておりますし、当然のことながら、いろいろな研修の中でも、こういったことは今まで触れてきておりませんので、こういったものを改めて周知徹底したいというふうに思っておりますので、特にこれについての独立したいいわゆるイベントチケット等のようなガイドラインをつくるということは考えてございません。

○上野委員

ほかの委員からも質問がありましたが、議会と市職員との緊張感の保ち方というのは、やはりこういうところにも表れると思います。ルールとまではいいませんが、どういう形でそれを研修していくのかちょっとわかりませんが、やはり人間関係というのは、私自身もそうなのですが、自分の意思による人間関係もありますし、そうではない力関係などいろいろな要素があります。これはもう市職員だけではなく、私たち生きている人間であれば当然あるわけでありまして、そういうものをある程度補完するのが私はルールだと思っております。そういう意味ではこれに限らずさまざまな、ある程度のルールづくりというのは、少しはお考えになっていただけたらと思います。

◎職場ミーティングについて

職場ミーティングの話なのですが、この実施率が60パーセントほどという、ほとんどされていないと。ほとんどではないですが、なかなかできていないということは、私の勝手な想像ですけれども、職場の中というか、組織が膠着しているのが一つの要因ではないかと思うのです。以前もそういうお話があつたと思うのですが、今まで長年続けてきた組織構造の中で、コミュニケーションがなかなか図れないとか、なかなか意思が伝えられないとか、そういう質問がこの委員会であつたと思うのです。この職場ミーティングに関してですが、職場の課や部の中だけでやるものなのか、また別立てして、私も以前はたしか年代別か、さまざまあると思うのですが、部や課を超えたようなミーティングとか、要するに業務連絡以外のものですよね。そういうものを少しお考えの部分がある職場ミーティングなのか、あくまでこれは既存の組織内での課なら課の中だけ、部なら部の中だけのミーティングをさらに進めていこうというお考えなのか、その点をひとつお聞かせください。

○総務部副参事

ここで書かれております職場ミーティングにつきましては、課や係、いわゆる我々は職場と呼んでいますが、部単位ではなく、それぞれ一つの区画された職場、そういった中でのミーティングというものを考えております。

この素案の中に、風通しのいい職場づくりと書いておりますように、ふだん仕事をしていく上で、やはりミスを起こしたりしないよう、あるいはコミュニケーションの活発化を目指したものを、職場ミーティングということにとらえております。そういった意味では、あまり大きな単位ではなく、当然のことながら、部内の管理職など、いろいろな会議がございますけれども、それは別にしまして、風通しのいい職場づくりのための単位ということと考えますと、ふだん仕事を行っている課とか係の会議をとらえて職場ミーティングとするということと考えております。

○上野委員

よく行政は縦割りだと言われておりますので、政治資金うんぬんの話ではなく、これを機にできれば課を超えた、仕事の範囲を超えたというか、横のつながりができるようなミーティングを少しお考えになられたら体質も変わっ

てくるのかなと思います。これは御答弁要りませんので、そういうふうにし少しお考えくださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質問を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎議会と市職員との関係について

今回、外部委員会から調査報告書が示され、それを拝見させていただき感じた部分があります。何点か議会と市職員との関係について指摘がされており、五者共闘体制や政党機関紙、またカンパなどについていろいろと書かれております。マスコミ等でもいろいろと五者共闘体制が原因の一つであるというふうに言われておりますが、この中身につきまして、私自身は極めて民主的に議論された中で決まってきたことであり、私自身は問題ないだろうというふうに感じております。ただ、外部委員会の方から原因の一つであるというふうに指摘されたことにつきましては、真摯に受け止めて、また今後につきましても、各団体でさまざま議論されるというふうに思っております。

続いて、政党機関紙についてですが、これも以前の委員会で申し上げましたけれども、公明党としましては、機関紙公明新聞を幹部職員の方、18名に購読していただいております。このことにつきましても、この調査報告書の中で書かれていますとおり、政治家の活動としての範囲の中で行われてきたというふうに認識しております。ただ執拗に強制したようなことがないということは言うまでもありませんが、今後もその辺は十分に気をつけていかなければならないというふうに改めて反省をしているところであります。

もう一つ、政党からのカンパについてですが、これはちょっと五者共闘の問題や政党機関紙の問題とはちょっと異質なものではないかというふうに思っております。五者共闘につきましては、当然選挙のときから、広く市民の方々にも知られている部分であります。政党からのカンパにつきましては、なかなか目に見えづらく、表面化されにくいところで行われてきたことであり、前回の委員会でも質問しました。あるときには各管理職の自宅に納付書が送られてきてカンパを求めているということも伺いましたようですが、今後、さまざまな委員からこういう部分も変えていかなければいけないかなというふうには思うのですが、ただ、前回の答弁では個人的な部分なのでということでお話がありましたけれども、もしその例えば各個人の管理職の方に今後も納付書が送られてきて、今回の調査報告書にもありましたけれども、部長になったら幾ら、課長になったら幾らともう最初から決まっているという話がありましたけれども、こういうようなことが今後も続くようなことがありましたら、調査といいますか、調べる受皿といいますか、そういう部分というのはあるのでしょうか。

○総務部長

基本的に受皿というのはございませんが、前にも答弁申し上げたかと思いますが、自宅でいわゆるカンパの要請が行われているという事実は確かにあるかと思っておりますけれども、それは勤務時間外に行われていることでございますし、またその協力に応じるか応じないかというのは、各個人の判断でございますので、あえて私どもとしてはその行為について禁止するという考え方はございません。

○秋元委員

なかなか難しいとは思いますが、政治的にはもちろん目的があつてされることだとは思いますが。こういう問題が全国的にも大変な問題になり、私ども議員も、そして職員の皆さんも小樽市のために働く中で起こったことですが、当然、両者はいろいろな部分で深く反省していかなければなりません。しかし、やはり陰で見えないところで起こる部分につきましては、やはりどこで歯止めをかけていくのか、しっかりとつくっていかなければならないというふうに思うのです。カンパについても、今、総務部長から答弁がありましたけれども、なかなか強制はできないということですが、例えば政党の機関紙につきましても、もし全管理職に購読依頼の紙が送られ、購読を

求められるようなことがあっても、それは当然カンパと同じように一切注意なり、指導なりはできないということなのですか。

○総務部長

その新聞をどのように扱うかということもひとつあると思うのです。私どもはそれを両方の機関紙を購読させていただいていますが、ある意味新聞という感覚よりも、資料という感覚で読んでいるわけです。それぞれいろいろな考え方で読んでいると思いますので、購読の依頼については、今回の再発防止策の中で勤務時間中にそういったことが行われるということの問題視しているわけですから、それは勤務時間外に行われるということについては、それぞれの個人の対応に任さざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○秋元委員

私が心配するのは、以前、新聞にも書かれておりましたが、例えばカンパとかそういうものを断ると、議会の中で何かよくわけのわからない質問をされたり、ある意味嫌がらせのようなことをされているということが載ってありました。もしそういうことが本当にあるのであれば、それは大変な問題であると思うし、びしゃりと断りなさいと言っても、もちろん断れる方は断れるでしょうし、これまでもそうしてきたと思うのです。ところが、やはり政党とのかかわりの中で、例えばそういう議会の議論の中で、そういうことがされるのであれば、これは大変な問題であるし、少なからずそういうことももしかしたらあるのかなというふうに思えば、それは各個人の家に送られるものは仕方ないというのであれば、これはどうしてもその問題はずっと続いていくのではないかなというふうに思うのですけれども、それでも個人に任せるとのことなのですか。

○総務部長

今の冒頭の部分ですが、協力に応じなかった場合、職員に対して嫌がらせですとか、そういったことがあったのではないかとこのように思いますが、私自身そのことについては認識しておりません。ただ、先ほど成田祐樹委員の御質問にもお答えしましたが、私ども執行機関と議会との関係というのは、基本的には対等ですから、そういった問題が発生した場合については、私どもとしてはっきり今後、申入れをさせていただくことはしていきたいというふうに思っております。

それから、勤務時間外だと思いますが、自宅にカンパの要請、あるいは新聞購読の依頼があった場合についてでございますけれども、あくまでもその内容にもよると思うのです。内容が強要に当たるようなことであれば、それは問題でしょうが、柔らかな形で協力を要請されるという部分について、そういったやり方もあるでしょうけれども、そういった部分について私ども禁止をするという考え方は基本的にはございません。

○秋元委員

カンパを求められても、自分が支持をしている方や政党であれば、何の問題もないと思うのですけれども、これは市の幹部職ということで特定されているわけですね。その方々に一斉に郵送してカンパを求めていくというのは私自身としては非常に信じられないし、今後、絶対そういうことがあってはいけないと思うのです。やはり以前も言いましたが、公明党としてもカンパについては、これまでも今後も一切そういうことはしませんし、したこともないのですけれども、見えない部分だから私はすごく心配なのです。

五者共闘という部分については、例えば今後も続けられるとすれば、それは市民の方が選挙のときにそういう目でしっかりと判断してもらえたいと思いますけれども、カンパというのはやはり表立って目に見えないものですから、陰で見えないものに対して市民の人たちはどの政党がどういうことをしているのか、どういう議員がどういう活動をしているのかというのは全く見えないのです。私はやはりそういう部分で、例えば私が総務部長にカンパを求め、断られたから執拗に何度も強要したり、議会の中で全くわけのわからない質問をしたりして困らせるようなことがあれば、これはもうとんでもないと思うのです。そういうことを改善していくためにも、やはり全幹部職員に対し、一斉に依頼するということは、どこかでそうした話を受けるような部分があってもいいのかなと思うのですけれども、

それは考えられないのでしょうか。

○総務部長

基本的には、今回、公益通報制度の見直しというのを行い、これは事務局が外部になるわけですが、そういったものがひとつ受皿にはなるのではないかなというふうには考えます。

○秋元委員

わかりました。やはり今回、問題と言われている部分については、職員の方も私たち議員もぜひ目に見える形で一つ一つ改善していかなければならないなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今回のコンプライアンス推進方策の素案につきまして、先ほど来、各委員が質問をしております。ほとんど同じような中身でしたので、あえて詳細については触れませんが、私自身はもう少し具体的な内容になることを期待していたわけなのです。例えば時期ですとか規模や見直しの中身についても、本当はもうちょっと詳しい内容で示していただきたかったなというふうに思うのですが、ほかの委員の方からも詳細に質問がありましたので、私のほうからはいたしません。私は終わります。

○千葉委員

よろしく願いいたします。

◎推進方策への調査報告書の反映について

先月、小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会のほうから市長に調査報告書が提出をされております。細かいことは各委員からも御質問がありましたけれども、まずこの中で提言として先ほど来お話がある八つの項目、またこの特別委員会を通していろいろ議論された内容がどのように項目に反映されているのかということについてお伺いしたいと思います。

○総務部副参事

まず、提言についてでございますが、先ほど報告の中でも申し上げましたとおり、この素案の中に四角囲みで入っておりますのが、提言の内容でございます。具体的には提言の（１）（２）（３）（５）（８）について、この素案の中に盛り込んでおります。それとあと議会の審議ということで例を出しますと、先ほど来出ておりますイベントチケット等の取扱いのガイドラインというようなことにつきましては、この特別委員会の中でお話が出ていたものとして入れてございます。

○千葉委員

◎コンプライアンス委員会の設置について

コンプライアンス推進方策の中身について若干お伺いをしていきたいと思っております。

まず、３ページの推進方策の背景、方針、実施内容なのですが、先ほど来公益通報制度の見直しについて各委員から質問がありました。この中身は、コンプライアンス委員会との絡みがあるのですが、実際に今までの公益通報制度は要綱としてありますけれども、この通報の窓口は職員課人事係となっており、現在はそこで受けるという形になっているものを、今後はコンプライアンス委員会のほうにかえるということなのですが、この要綱自体をそう読み替える形で条例に盛り込まれるものなのかどうかについてお答えいただけますか。

○総務部副参事

窓口は今おっしゃったとおり、今までの職員課人事係からコンプライアンス委員会にかえたいというふうに考えております。

それで、実際の要綱のことなのですが、これら要綱の細かい内容をすべて条例に盛り込むことはなかなか難しいことですので、当然のことながら、コンプライアンス委員会の機能といいますか、取り扱う内容といいますか、そういったものについてはたぶん載ることになると思うのですが、要綱をそのまま読み替えて、そっくり条

例に載るということではございません。

○千葉委員

コンプライアンス委員会の設置は条例の中で、今おっしゃったような形で盛り込まれるということだったのですが、これは外部、第三者からなる委員会の設置となります。条例の中で委員会の設置、外部組織を設置することは、法的に附属機関うんぬんとか、いろいろな絡みがあると思うのですが、何ら問題はないのでしょうか。

○総務部副参事

条例設置の委員会ということですので、今おっしゃっている附属機関というようなことになるのかなと思いますけれども、こういったものを条例の中に盛り込むということについては、他都市でも実際にやっている例もございますし、特に問題はないというふうに考えてございます。

○千葉委員

では、この委員会の目的なり、委員の内容なり、役割なりをその条例の中にすべて盛り込まれていくという認識でよろしいのでしょうか。

○総務部副参事

基本的なことといえますか、例えば設置について、今申し上げた所掌事務ですとか、委員の人数ですとか、そういったことは盛り込む形になるかと思えます。しかし、細かいことについてはすべてを条例に盛り込むことはやはりなかなか難しいですから、そういったことについては施行規則をつくり、その中で細かいことについては決めていきたいというふうに思っております。

○千葉委員

それで、先ほど法令遵守担当部署のお話がありました。この内容を見ると、コンプライアンス委員会のほうに通報の窓口を移すという形になるのかなと思いますが、実際に外部委員の方が常時いらっしゃるとは考えにくいので、結局は、先ほどお話が出ていましたけれども、実際の通報の内容等々は一定程度内部の担当部署で受けて、そういうものが職員からあった場合には、委員の方に連絡をして、その中で話し合われていくという、事務方は内部の方で行うという認識でよろしいですか。

○総務部副参事

コンプライアンス委員会については、当然のことながらいろいろな通報があったときには随時、というのはあると思いますし、またそのほかにも定期的に市のいろいろな体制の指導助言をいただくというようなこともあるかと思えますので、定期的な会合というものも持たなければいけないというふうに思っております。

それとあわせて、これは今後の条例のつくりにも絡んでくるのですが、やはり内部の推進体制というものも、この法令遵守の担当部署とは別に、いわゆるコンプライアンスを推進するための内部の組織体制といったものはちょっと考えなければいけないのかなというふうには思っています。それはやはりコンプライアンス委員会もいろいろなことを行っていく中、この委員会だけで、市内部の組織としては何もないというのは、これはやはりなかなか大変でしょうから、そういった体制というものはちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

○千葉委員

ちょっとその辺も気になったので、質問させていただきました。

◎職員研修の充実について

先ほど研修の話も出ていたのですが、以前にも若干お伺いをしたと思うのですが、コンプライアンス推進方策に実施内容が出ています。まず新規採用の時期、例えばという形で中級研修ですとか、係長、課長職研修などで受講できるようにと示されているのですが、これは各役職や配置される部署によって、受ける研修というのは必須と任意というのがきつとあると思うのです。この辺について、新規採用の方は確実に受けるということでもいいと思うのですが、どこの部署にしようとも、例えば5年や10年に1回は必ず受講すると、一定程度きちっとこ

これは決めていただきたいという要望を持つのですが、その辺のことについてのお考えをお聞かせ願いますか。

○総務部副参事

ここでは例えばということで例示を出しておりますけれども、階層研修としましては、新規採用の職員研修の後に、採用後少したってからフォローアップ研修ということで今は、新規採用でも 2 回ほど研修をやっております。そのほかに係員については、初級研修、中級研修、上級研修というのを行っています。これはぴったり 3 年、ぴったり 5 年ということではないのですが、一つの目安として採用後 3 年程度、5 年程度、10 年程度といった時期に行っています。そのほかには、今ここに書いてございます係長職になるときは新任監督者研修、課長職になるときは新任管理者研修というようなものを行っておりますので、ここに書いてありますのは、それぞれのある一定のスパンの節目節目といいますか、そういった機会を見つけて、注意喚起も含めてこういった研修を行っていきたいということでございます。

○千葉委員

本当にこの第三者委員会の報告書の内容というのは、本当にいろいろ多方面から御提言が示されているというふうに認識をしております。また、推進方策は、一つずつ提言とチェックさせていただきましたが、本当に網羅されている内容だと思っております。先ほどスピードアップというお話もありましたけれども、しかしながら、しっかりとした内容にもしていただきということが、まず希望としてありますので、中身についてはしっかりと内部また外部委員会の提言を受けて、もんでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎措置の判断基準について

私どももこの調査委員会の報告書の提言を真摯に受け止めて、全体として再発防止にしっかり取り組み、市民の信頼回復に向けて全力で取り組んでいくということを会派で確認をいたしまして、この委員会に臨んでいることを表明したいというふうに、まず思います。

振り返りますと、この政治資金規正法違反事件は 10 月 5 日の 108 名にも及ぶ処分、当時の幹部の約半数に近い大量処分を出したということで、全国的にも報道されました。事件発生以来、7 か月余りも市民やマスコミなどから厳しい批判をいただきましたし、私どももこの特別委員会を通じて原因究明と再発防止という立場はありながらも、時には厳しい議論もさせていただきました。やっと今少しずつ到達点を見出すことができるのではないかとこのように感じていますが、しかし一方では、やはり処分を受けた方々を含めて、小樽市にとって、あまりにもダメージが大きかったというふうに思っているところでございます。これからこの深く傷ついたイメージあるいは信頼回復という重い課題を背負いながら、皆さんも質問されていくということで、大変御苦労なことだなというふうに思います。先ほどの質問にもありましたが、今回の措置について、早速新聞でも妥当であるとか、あるいは甘いとか酷だとかいろいろな報道されております。

これは例えば訓告や厳重注意は行政措置であって処分ではないというような答弁をされている方もおりますけれども、私自身はかつて公務員に準ずる形の職員として実は処分を経験した、そうした経験を踏まえれば、これが行政措置であれ、処分であれ、市長のコメントにもありますけれども、法を守るべき職員がこの公務員として処分を受けるということは、これ本当に私自身の経験からいっても、生涯残る、心にも残る傷だというふうに考えまして、この処分自体は大変重いものだというふうに思います。

そこで、このたびの処分は、厳重注意と訓告に分かれましたが、特に単純に加担した方で積極的な関与も認められず、刑事処分にも該当しないとされた方々に対して、訓告処分というのは、そうした背景を考えますと、これま

でのいろいろな判例などから見ても、ちょっと合理性には欠けるのではないかと私は感じているところであります。

そこで、この判断は、第三者委員会の勧告に基づいて従うという形なのか、あるいは市長の判断として決断をしたものなのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○(総務)職員課長

今回の措置の判断基準につきましては、先ほど来、何回か回答させているところですが、一つの大きな判断としては刑事処分に至らなかったという部分で、懲戒処分はないだろうという判断。ただ、こういった事件の大きくなり、問題の大きくなり考えたときに、果たして措置といえども、軽いもので済まされるかというその辺の判断は単純なものではなく、懲戒審査委員会の中で十分議論されてプラス要素、マイナス要素いろいろ考えた中で、最終的に委員会として結論を出され、市長はそういう判断をされたということですから、妥当な判断であったというふうには我々は考えております。

○林下委員

私は合理性に欠けるという話をしましたが、ほとんどの市職員も、あるいはマスコミ関係者も、市民の皆さんも、行政機関に携わる者として処分とか措置ということは、なかなかイメージしにくいことだというふうに思うのです。けれども、本当に私自身も処分という何か今でも思い出したくないようなそういうイメージが実はあります。例えば給与だけの問題ではなく、やはりいろいろな意味で処分というのは、不利益がつきまってくるものでありますから、私は大変重いものだというふうに理解しておりますし、ぜひ全体でそういった認識を理解していただきたいと思っています。

まして、このたび、処分や措置という表現は別として、だれがどういう処分を受けたかというのは公表されておられませんから、わかりませんが、私が想定するところによりますと、これからは恐らくは市の幹部職員として責任を持って仕事をしなければいけない人たちがたくさんいると思います。そうした意味で、私は先ほど訓告処分というのは、合理性に欠けるのではないかという指摘をさせていただきました。

ひとつ私の思い過ごしであってくれば幸いなのですが、108名の処分が発表されたのは、10月5日、私どもにその内容が伝えられたのが10月6日であります。それで、実は皆さんも御承知のとおり10月1日付けの一部の新聞に、この処分の方針というのが報道されています。この報道の内容は、言ってみれば、既定方針を伝えただけだという受止め方もできるのですが、一般職員がこうしたリークをしたということは、ちょっと私は考えにくい内容だなと思っています。そうした意味で、このたびの処分に対するいろいろな不満あるいは何か思いがあって、そういう意思表示につながったのではないかという心配をしています。そうした意味で、これから全庁挙げて信頼回復に向かうときに、本当にこの処分が再起の足かせにならないかという危惧をしているわけありますけれども、市長以下幹部職員の再起に向けた意思統一は、しっかりと確認されているかどうか、その点についてだけお伺いして、質問を終わります。

○総務部長

要はそれぞれの職員というのは処分の対象になった職員のことだと思いますけれども、それに対しての意思確認ができていないのかというお尋ねでしたけれども、私どもと申しますか、今回、審議を行ったのは分限懲戒審査委員会でございますが、これについては一人一人の考えを伺ったということではなく、私どもの把握している事実を基に、審議をいただき、最終的に御判断をいただいたということでございます。

○林下委員

しっかりと再起に向けて、信頼回復に向けて本当にかんがっていただきたいということを申し添えて、質問を終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。